

都筑区薬剤師会

変更手続きのご案内

2025.06 改定

目次

A.管理薬剤師を変更する場合.....	2
B.開設者を変更する場合.....	2
C.会員種別を変更する場合.....	3
勤務者会員へ変更する場合.....	3
非勤務者会員へ変更する場合.....	4
D.届出内容の変更.....	4
横浜市薬剤師会に入会している場合.....	5

A.管理薬剤師を変更する場合

薬局内において管理薬剤師会員 X 氏から Y 氏に変更する場合は、管理薬剤師の変更手続きが必要です。変更手続きに際して費用は発生しません。

- 管理薬剤師変更申請フォーム

<https://forms.gle/hfHkQ81YNNxPXRfK8>

なお、現管理薬剤師の X 氏を「勤務者会員」または「非勤務者会員」に変更する場合は、別途、会員種別変更手続きが必要です。手続きについては「C.会員種別を変更する場合」をご参照ください。

B.開設者を変更する場合

K 薬局の開設者が X 氏から新開設者 Y 氏に変更する場合は、開設者の変更手続きが必要です。変更手続きに際して費用が発生するかどうかは、法人番号が変わったかどうかによって変わります。

■変更手続き費用

	入会金	会費
法人番号が変わる場合	発生する（入会同様）	前任者の会費を引継ぎ
法人番号が変わらない場合	発生しない	前任者の会費を引継ぎ

※法人番号が変わる場合とは、主に売却や合併した場合で新規に開設許可を取得する時

※法人番号が変わらない場合とは、主に法人内で代表者が交代となる場合で新規に開設許可を取得する必要が無い場合

※入会金については、「入会と会費のご案内」をご確認ください。

- 開設者変更申請フォーム

<https://forms.gle/Ze8ikq1SZ3D8z6oY7>

なお、現開設者の X 氏を「勤務者会員」または「非勤務者会員」に変更する場合は、別途、会員種別変更手続きが必要です。手続きについては「C.会員種別を変更する場合」をご参照ください。

C.会員種別を変更する場合

会員種別を変更する場合は、会員種別変更手続きが必要です。変更手続きに際して、入会金は発生しませんが、手続きした月を含む月割での会費がします。

■会員種別の変更が必要な例

- 管理薬剤師の交代に伴い、新たに勤務者会員となる場合
- 転職に伴い、勤務先が非会員となり、勤務者会員から非勤務者会員となる場合
- 区外の薬局に異動となり、勤務者会員から非勤務者会員となる場合

勤務者会員へ変更する場合

勤務者会員に会員種別を変更する手続きが必要です。

■変更手続き費用

	入会金	会費
勤務者会員への変更	発生しない	変更月を含む月割

※会費については、「入会と会費のご案内」をご確認ください。

<変更手続き時に会費が免除となる場合>

管理薬剤師会員 X 氏と勤務者会員 Y 氏の管理薬剤師交代に伴い、X 氏が勤務者会員へ会員種別を変更する際は会費を免除とする。

変更前：管理薬剤師 X 氏、勤務者会員 Y 氏

変更後：管理薬剤師 Y 氏、勤務者会員 X 氏

Y 氏の手続き：A.管理薬剤師変更申請

※手続きについては「A.管理薬剤師を変更する場合」を参照

X 氏の手続き：C.会員種別変更申請（勤務者会員）

- 会員種別変更申請フォーム

<https://forms.gle/BgjM5qDYhaJJs8Dv5>

非勤務者会員へ変更する場合

非勤務者会員に会員種別を変更する手続きが必要です。

■変更手続き費用

	入会金	会費
非勤務者会員への変更	発生しない	変更月を含む月割

※会費については、「入会と会費のご案内」をご確認ください。

- 会員種別変更申請フォーム
<https://forms.gle/jNVtnzNUbnYsnreF8>

D.届出内容の変更

A、B、C の変更手続きに該当しない、店舗情報、住所、連絡先（メールアドレス、電話等）、請求先情報等の届け出内容に変更があった場合のお手続きです。変更手続きに際して費用は発生しません。

- 開設者届出内容変更申請フォーム
<https://forms.gle/gs7DDaxXGFNZ4wAJ6>
- 管理薬剤師届出内容変更申請フォーム
<https://forms.gle/KgzY1RrFNjnR4Q27A>
- 勤務者届出内容変更申請フォーム
<https://forms.gle/oGJcp8epM8TbsZXh9>
- 非勤務者届出内容変更申請フォーム
<https://forms.gle/EE7GCJwTwR2WJy9z8>

横浜市薬剤師会に入会している場合

都筑区薬剤師会の各種変更届をご提出いただく際に、対象の会員が、横浜市薬剤師会の会員である場合は、横浜市薬剤師会の変更手続きが必要かご確認ください。

横浜市薬剤師会の変更手続きが必要な会員は、必要な書類を都筑区薬剤師会にご提出ください。

■提出先

tzy-jimukyoku@ical.jp

※横浜市薬剤師会の会員証発行のため顔写真の添付が必要な場合はご郵送ください。

■郵送先

都筑区薬剤師会事務局

〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡 1 番地 2

J プロ高島台サウスビル 5F（株式会社アイキナル内）

なお、横浜市薬剤師会の変更に関する詳しい内容については横浜市薬剤師会にお問い合わせください。

■一般社団法人 横浜市薬剤師会 入会・変更手続きのご案内

<https://www.hamayaku.or.jp/info/proced>